

各位

総代会資料 一部訂正について

総代会資料について、下記の通り訂正をお願い致します。

①総代会に対する理事の提出書 P. 7

別紙、差し替え願います。

②営農部関係利用事業 P. 66

令和3年度計画の内、育苗センター

収益（誤）60,000千円 ⇒ （正）53,500千円

費用（誤）42,000千円 ⇒ （正）35,500千円

令和3年度計画の合計

収益（誤）243,880千円 ⇒ （正）237,380千円

費用（誤）159,880千円 ⇒ （正）153,380千円

③第3号議案 P. 90 共済規程の一部変更について

提案理由について、別紙、追加願います。

総代会に対する理事の提出書

第32年度 通常総代会に、P. 5～P. 6の議案を提出します。

令和3年4月24日

茨城みなみ農業協同組合

代表理事	組合長	齊藤 繁	理 事	寺田 和 二
代表理事	専務	幸田 武志	〃	古木 潔
理	事	武笠 征男	〃	谷口 忠男
〃		中鳥 幸夫	〃	椎名 一夫
〃		横田 勇	〃	吉田 義博
〃		大山 賀津雄	〃	古谷 道男
〃		中村 忠男	〃	大久保 清光
〃		大徳 芳憲	〃	飯塚 清
〃		椎名 孝至	〃	沖田 哲夫
〃		飯田 総一郎	〃	長塚 悦子
〃		椎名 洋三	〃	飯村 香代子
〃		中村 治	〃	松丸 美恵子
〃		秋谷 政弘	学識経験理事	倉持 清一
〃		櫻井 光希	〃	三浦 守
〃		植田 寿		

変更理由書

共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」（以下「特別措置」という。）は、地震の罹災者には共済契約に係る手続を行うことが困難なことから、共済契約に係る権利義務の行使に猶予期間を設けるなどの措置を講じているものである。

しかしながら、近年、地震以外の特定非常災害に指定^{※1}される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令^{※2}により、特別措置と同様の措置を講じる必要が生じている。

従来、このような地震以外の災害等の発生時には、行政庁からの要請に基づき、特別措置と同等の対応を行っていたところであるが、今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行う。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき政令で特定非常災害に指定された災害

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言

※第32回通常総代会資料第3号議案（p90）の提案理由の説明追加